

都市構造再編集集中支援事業事前評価シート

計画の名称:都市再生整備計画十町地区 事業主体名:鹿児島県指宿市

チェック欄

I. 目標の妥当性	
①都市再生基本方針との適合等	
1)まちづくりの目標が都市再生基本方針と適合している。	✓
2)上位計画等と整合性が確保されている。	✓
②地域の課題への対応	
1)地域の課題を踏まえてまちづくりの目標が設定されている。	✓
2)まちづくりの必要性という観点から地区の位置づけが高い	✓
II. 計画の効果・効率性	
③目標と事業内容の整合性等	
1)目標と指標・数値目標の整合性が確保されている。	✓
2)指標・数値目標と事業内容の整合性が確保されている。	✓
3)目標及び事業内容と計画区域との整合性が確保されている。	✓
4)指標・数値目標が市民にとって分かりやすいものとなっている。	✓
5)地域資源の活用はハードとソフトの連携等を図る計画である。	✓
④事業の効果	
1)十分な事業効果が確認されている。	✓
2)事業連携等による相乗効果・波及効果が得られるものとなっている。	✓
III. 計画の実現可能性	
⑤地元の熱意	
1)まちづくりに向けた機運がある。	✓
2)住民・民間事業者等と協力して計画を策定している。	✓
3)継続的なまちづくりの展開が見込まれる。	✓
⑥円滑な事業執行の環境	
1)計画の具体性など、事業の熟度が高い。	✓
2)交付期間中の計画管理(モニタリング)を実施する予定である。	✓
3)計画について住民等との間で合意が形成されている。	✓

施行地区要件確認シート

活 用 す る 事 業	都市構造再編集集中支援事業
-------------	---------------

都市構造再編集集中支援事業を活用する場合		
確 認 事 項	チ ェ ッ ク	記 載 事 項 等
1) 立地適正化計画(都市機能誘導区域・居住誘導区域ともに設定)が策定されているか。	○	公表時期: 令和6年10月
2) 都市機能誘導区域を定めた立地適正化計画に都市計画区域外の地域生活拠点の位置付けがあるか。 ※地域生活拠点で事業を実施する場合のみ。	/	* 地域生活拠点での事業実施無し
3) 地域生活拠点は、都市機能誘導区域を含む立地適正化計画を有する市町村(基幹市町村)の都市機能誘導区域から公共交通により概ね30分で到達できる区域か。 ※地域生活拠点で事業を実施する場合のみ。	/	* 地域生活拠点での事業実施無し
4) 都市再生整備計画に基づき実施される事業等が立地適正化計画の目標に適合しているか。	○	
5) 居住誘導区域を定めない区域を規定する法第81条第19項に反して居住誘導区域を定めていないか。	○	
6) 原則として、居住誘導区域に含まないこととすべき区域を規定する都市計画運用指針に反して居住誘導区域を定めていないか。	○	
7) 市街化調整区域で都市計画法第34条第11号に基づく条例の区域を図面、住所等で客観的に明示していない等不適切な運用が行われていないか。	/	* 非線引き区域のため無し
8) 事業実施区域が交付要綱第2条の3に定める区域と適合しているか。	○	